

第二号議案

県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について
県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を別紙のとおり定める。
令和三年三月九日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する指針及び学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）第十条の二の五第四項の規定に基づき、県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めたいので提案する。

県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（案）

令和3年3月 日
大分県教育委員会

第1 総 則

1 趣 旨

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条第1項に規定する指針及び「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」（昭和32年大分県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条の2の5第4項の規定に基づき、県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定める。

2 対象者

本方針は、県立学校等に勤務する教育職員（規則第10条の2の2第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）を対象とする。

なお、本方針の対象とならない職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める時間外労働の規制が適用される。

【県立学校等に勤務する教育職員】

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭（充て指導主事を含む。）、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法〔昭和25年法律第261号〕第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員

第2 業務を行う時間の上限並びに教育委員会及び学校の管理職の責務等

1 業務を行う時間の上限

(1) 本方針における「在校等時間」の考え方（規則第10条の2の5第1項）

「超勤4項目」（注1）以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校（充て指導主事にあつては、在所。以下同じ。）している時間を基本とし、当該時間に、以下①を加え、②、③を除いた時間を在校等時間とする。

<基本とする時間>

○ 在校している時間

<加える時間>

① 校外（充て指導主事にあつては、所外。以下同じ。）において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

注1： 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務（教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。）

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

<除く時間>

- ② 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による。）
 - ③ 休憩時間
- (2) 上限時間の原則（規則第10条の2の5第1項）
 県立学校等の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- | | |
|----------------|---------|
| ① 1箇月の時間外在校等時間 | 45時間以内 |
| ② 1年間の時間外在校等時間 | 360時間以内 |

※ 時間外在校等時間とは、在校等時間の総時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。以下同じ。

- (3) 特例的な扱い（規則第10条の2の5第2項）
 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、時間外在校等時間を以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- | | |
|---|---------|
| ① 1箇月の時間外在校等時間 | 100時間未満 |
| ② 1年間の時間外在校等時間 | 720時間以内 |
| ③ 連続する複数月（2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月）のそれぞれの期間について、1箇月の時間外在校等時間の平均 | 80時間以内 |
| ④ 1年のうち1箇月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 | 6箇月以内 |

※ 「臨時的な特別の事情」とは、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務をせざるを得ない場合とする。

具体的には、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれのある場合などが想定される。

2 教育委員会及び学校の管理職の責務

- (1) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測する。校外で職務に従事している時間も、教育職員の報告等によりできる限り客観的に計測する。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
- ア 時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員が希望する場合等には、医師による面接指導を実施すること。（注2）
 - イ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
 - ウ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することを含め、その取得を促進すること。
 - エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - オ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

注2： 「県立学校職員の長時間勤務者に対する健康管理対策実施要領」

3(2) 面接指導等の実施

- ① 日常観察等により長時間勤務による疲労の蓄積があると思われる職員で面接指導の申し出のあった職員
- ② 時間外勤務者が1か月当たり80時間を超え、面接指導の申し出のあった職員

- (4) 本方針を踏まえた県立学校等における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。また、本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、県立学校等における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- (5) 人事委員会と本方針について認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。
- (6) 本方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図る。

3 留意事項

(1) 上限時間について

本方針は、上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものである。決して、これらの削減方策を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(2) 虚偽の記録等について

在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則である。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本方針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

第3 長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制

1 目的

教育職員に対する1年単位の変形労働時間制（給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法第32条の4の規定による1年単位の変形労働時間制をいう。）は、学校において学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定による夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）が存在し、教育職員の業務について、年間を通じた在校等時間の多寡が生じることが見込まれることを踏まえ、長期休業期間等において休日を集中して確保することで、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図ることを目的として導入されたものである。そのため、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用する。

2 長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制を適用する場合の上限時間並びに教育委員会及び学校の管理職の責務等

- (1) 本制度を適用する場合の教育職員の上記第2の1(2)項に掲げる上限時間の適用については、同項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」とする。
- (2) 本制度を適用するに当たっては、上記第2の1(2)項に掲げる上限時間の範囲内であることが前提であり、こうした本制度の趣旨を十分に留意した上で、適用しようとする期間の前年度において上限時間の範囲内であることなどの時間外在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする期間で上限時間の範囲内となることを見込まれる場合に限り、本制度の適用を行う。

- 本制度の適用後も、対象期間において、上限時間の範囲内とする。
- (3) 対象期間において、本制度を適用する教育職員については、以下のとおりとする。
- ア タイムカードによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行う。
 - イ 部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とする。
 - ウ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間等で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行う。
 - エ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由として、担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員の業務を新たに付加することにより、在校等時間を増加させないようにする。
 - オ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等に集中して設定する。
 - カ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。
- (4) 本制度を適用するに当たっては、対象期間において、以下のとおりとする。
- ア 部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図る。
 - イ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行う。
 - ウ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮する。
- (5) 本制度に関して本方針に定める事項を踏まえ講ずる措置等について、人事委員会と認識を共有するとともに、人事委員会の求めに応じてその実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。
- (6) 本制度に関して本方針に定める事項を踏まえ講ずる措置等について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図る。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から適用する。ただし、長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制については、令和3年4月1日から適用する。

県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針 新旧対照表

令和3年4月1日適用	令和2年4月1日適用
<p>第1 総則</p> <p>1 趣旨</p> <p>教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条第1項に規定する指針及び「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」（昭和32年大分県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条の2の5第4項の規定に基づき、県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定める。</p> <p>2 対象者</p> <p>本方針は、県立学校等に勤務する教育職員（規則第10条の2の2第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）を対象とする。</p> <p>なお、本方針の対象とならない職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める時間外労働の規制が適用される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【県立学校等に勤務する教育職員】</p> <p>校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭（充て指導主事を含む。）、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法〔昭和25年法律第261号〕第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員</p> </div>	<p>(新設)</p> <p>1 趣旨</p> <p>教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条第1項に規定する指針及び「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」（昭和32年大分県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条の2の3第3項の規定に基づき、県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定める。</p> <p>2 対象者</p> <p>本方針は、県立学校等に勤務する教育職員（規則第10条の2の2第3項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）を対象とする。</p> <p>なお、本方針の対象とならない職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める時間外労働の規制が適用される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【県立学校等に勤務する教育職員】</p> <p>校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭（充て指導主事を含む。）、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法〔昭和25年法律第261号〕第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員</p> </div>
<p>第2 業務を行う時間の上限並びに教育委員会及び学校の管理職の責務等</p> <p>1 業務を行う時間の上限</p> <p>(1) 本方針における「在校等時間」の考え方（規則第10条の2の5第1項）</p> <p>「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。</p> <p>具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校（充て指導主事にあつては、在所。以下同じ。）している時間を基本とし、当該時間に、以下①を加え、②、③を除いた時間を在校等時間とする。</p> <p><基本とする時間></p> <p style="padding-left: 20px;">○ 在校している時間</p> <p><加える時間></p> <p style="padding-left: 20px;">① 校外（充て指導主事にあつては、所外。以下同じ。）において職務として行う研修への参加や児童生徒の</p>	<p>(新設)</p> <p>3 業務を行う時間の上限</p> <p>(1) 本方針における「在校等時間」の考え方（規則第10条の2の3第1項）</p> <p>「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。</p> <p>具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校（充て指導主事にあつては、在所。以下同じ。）している時間を基本とし、当該時間に、以下①を加え、②、③を除いた時間を在校等時間とする。</p> <p><基本とする時間></p> <p style="padding-left: 20px;">○ 在校している時間</p> <p><加える時間></p> <p style="padding-left: 20px;">① 校外（充て指導主事にあつては、所外。以下同じ。）において職務として行う研修への参加や児童生徒の</p>

引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

<除く時間>

- ② 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間
(※自己申告による。)
- ③ 休憩時間

(2) 上限時間の原則(規則第10条の2の5第1項)

県立学校等の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間(給特法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- | | |
|----------------|---------|
| ① 1箇月の時間外在校等時間 | 45時間以内 |
| ② 1年間の時間外在校等時間 | 360時間以内 |

※ 時間外在校等時間とは、在校等時間の総時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。以下同じ。

(3) 特例的な扱い(規則第10条の2の5第2項)

上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、時間外在校等時間を以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- | | |
|---|---------|
| ① 1箇月の時間外在校等時間 | 100時間未満 |
| ② 1年間の時間外在校等時間 | 720時間以内 |
| ③ 連続する複数月(2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月)のそれぞれの期間について、1箇月の時間外在校等時間の平均 | 80時間以内 |
| ④ 1年のうち1箇月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 | 6箇月以内 |

※ 「臨時的な特別の事情」とは、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務をせざるを得ない場合とする。
具体的には、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれのある場合などが想定される。

2 教育委員会及び学校の管理職の責務

- (1) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測する。校外で職務に従事している時間も、教育職員の報告等によりできる限り客観的に計測する。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
ア 時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員が希望する場合等には、医師による面接指導を実施すること。

引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

<除く時間>

- ② 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間
(※自己申告による。)
- ③ 休憩時間

(2) 上限時間の原則(規則第10条の2の3第1項)

県立学校等の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間(給特法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- | | |
|----------------|---------|
| ① 1箇月の時間外在校等時間 | 45時間以内 |
| ② 1年間の時間外在校等時間 | 360時間以内 |

※ 時間外在校等時間とは、在校等時間の総時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。以下同じ。

(3) 特例的な扱い(規則第10条の2の3第2項)

上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、時間外在校等時間を以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- | | |
|---|---------|
| ① 1箇月の時間外在校等時間 | 100時間未満 |
| ② 1年間の時間外在校等時間 | 720時間以内 |
| ③ 連続する複数月(2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月)のそれぞれの期間について、1箇月の時間外在校等時間の平均 | 80時間以内 |
| ④ 1年のうち1箇月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 | 6箇月以内 |

※ 「臨時的な特別の事情」とは、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務をせざるを得ない場合とする。
具体的には、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれのある場合などが想定される。

4 教育委員会及び学校の管理職の責務

- (1) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測する。校外で職務に従事している時間も、教育職員の報告等によりできる限り客観的に計測する。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
ア 時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員が希望する場合等には、医師による面接指導を実施すること。

イ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

ウ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することを含め、その取得を促進すること。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。

オ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

(4) 本方針を踏まえた県立学校等における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。また、本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、県立学校等における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(5) 人事委員会と本方針について認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。

(6) 本方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図る。

3 留意事項

(1) 上限時間について

本方針は、上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものである。決して、これらの削減方策を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(2) 虚偽の記録等について

在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則である。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本方針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

イ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

ウ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することを含め、その取得を促進すること。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。

オ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

(4) 本方針を踏まえた県立学校等における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。また、本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、県立学校等における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(5) 人事委員会と本方針について認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。

(6) 本方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図る。

5 留意事項

(1) 上限時間について

本方針は、上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものである。決して、これらの削減方策を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(2) 虚偽の記録等について

在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則である。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本方針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

第3 長期休業期間等における集中した休日の確保のための1 (新設)

年単位の变形労働時間制

1 目的

教育職員に対する1年単位の変形労働時間制（給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法第32条の4の規定による1年単位の変形労働時間制をいう。）は、学校において学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定による夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）が存在し、教育職員の業務について、年間を通じた在校等時間の多寡が生じることが見込まれることを踏まえ、長期休業期間等において休日を集中して確保することで、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図ることを目的として導入されたものである。そのため、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用する。

2 長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制を適用する場合の上限時間並びに教育委員会及び学校の管理職の責務等

(1) 本制度を適用する場合の教育職員の上記第2の1(2)項に掲げる上限時間の適用については、同項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」とする。

(2) 本制度を適用するに当たっては、上記第2の1(2)項に掲げる上限時間の範囲内であることが前提であり、こうした本制度の趣旨を十分に留意した上で、適用しようとする期間の前年度において上限時間の範囲内であることなどの時間外在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする期間で上限時間の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行う。

本制度の適用後も、対象期間において、上限時間の範囲内とする。

(3) 対象期間において、本制度を適用する教育職員については、以下のとおりとする。

ア タイムカードによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行う。

イ 部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とする。

ウ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間等で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行う。

エ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由として、担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員の業務を新たに付加することにより、在校等時間を増加させないよ

うにする。

オ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等に集中して設定する。

カ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。

(4) 本制度を適用するに当たっては、対象期間において、以下のとおりとする。

ア 部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図る。

イ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行う。

ウ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮する。

(5) 本制度に関して本方針に定める事項を踏まえ講ずる措置等について、人事委員会と認識を共有するとともに、人事委員会の求めに応じてその実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。

(6) 本制度に関して本方針に定める事項を踏まえ講ずる措置等について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図る。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から適用する。ただし、長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制については、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から適用する。

県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について（概要）

令和3年3月9日
教育人事課

1 方針策定の理由

(1) 法改正による1年単位の変形労働時間制の適用

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）の一部が改正（令和元年12月11日公布。令和3年4月1日施行）され、教育職員について、長期休業期間等における集中した休日の確保（以下「休日のまとめ取り」という。）のための1年単位の変形労働時間制を都道府県の条例（注）により適用できるようになった（同法第5条関係）。

<給特法改正前>

1年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）32条の4について、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）58条3項により地方公務員は適用除外となっていた。

○労基法32条の4の規定の要旨（今回の給特法一部改正に係る部分）

使用者は、労働者の過半数で組織する労働組合等との書面による協定により、労使協定により定めることとされている事項（「対象となる労働者の範囲」「対象期間」「労働日ごとの労働時間」等）について、労基法32条の規定（労働時間：①1週間につき40時間以内、②1日につき8時間以内）にかかわらず、その協定で1箇月を超え1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内において、当該協定で定めるところにより、特定された週において「1週間につき40時間」又は「1日につき8時間」を超えて、労働させることができる。

○地公法58条3項の規定の要旨（今回の給特法一部改正に係る部分）

労基法第32条の3から第32条の5までの規定に基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。



したがって、**公立学校の教育職員は1年単位の変形労働時間制は適用外**

<給特法改正後>

今回の給特法改正により、労基法第32条の4の規定について公立学校の教育職員に対して適用できるよう、次のとおり規定を整備

- ① 給特法（5条）に地公法第58条3項の読み替え規定を新たに整備
- ② ①の読み替えの際、労基法において労使協定により定めることとされている事項（「対象となる労働者の範囲」「対象期間」「労働日ごとの労働時間」等）については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。



したがって、**公立学校の教育職員は1年単位の変形労働時間制は適用可能**

（注） 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和32年大分県条例第24号）の一部を改正する条例案が、大分県議会令和3年第1回定例会に上程中（3月26日議決予定）であり、同改正条例案において、週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲等の事項については、教育委員会規則において定めることとなっている。

(2) 方針策定の必要性（根拠）

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和32年大分県教育委員会規則第3号。令和3年4月1日付け改正予定）第10条の2の5第1項及び第2項において、以下のとおり時間外在校等時間の上限を設定するとともに、同条第4項により、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項について、方針等で定める旨を規定していることを受け、令和2年2月28日付けで「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限

等に関する方針」(主に時間外在校等時間の上限を設定するもの。業務量の適切な管理等に関する指針の策定(給特法第7条関係)を踏まえ、同指針を参酌の上、教育委員会において議決。以下「令和2年2月28日付け方針」という。)を既に策定し、令和2年4月1日適用としている。

今回策定の方針は、令和2年2月28日付け方針をベースにしつつ、「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制の部分を新たに加える形式とし、令和3年4月1日から適用するものとする。

(教育職員の在校等時間の上限等に関する方針)

改正規則第10条の2の5 任命権者は、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同指針に規定する在校等時間をいう。以下この条において同じ。)から所定の勤務時間(給特法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月につき45時間

(2) 1年につき360時間

2 任命権者は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 (略)

4 前三項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、任命権者が別に定める。

2 策定内容(要旨)

- (1) 「第1 総則」、「第2 業務を行う時間の上限並びに教育委員会及び学校の管理職の責務等」及び「第3 長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形時間労働制」の三つの項について、令和2年2月28日付け方針をベースにしつつ、新たに追記
- (2) 第3の項において、「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制の適用に当たって教育委員会等が講ずべき措置について新たに追記(下記ア～ク)
 - ア 「目的」(第3の1項)
 - イ 「長期休業期間等における集中した休日の確保のため1年単位の変形労働時間制を適用する場合の上限時間並びに教育委員会及び学校の管理職の責務等」(第3の2項)
 - ウ 「上限時間」の読替え(第3の2(1)項)
 - エ 変形労働時間制の適用の前提条件(第3の2(2)項)
 - オ 1年単位の変形労働時間制の適用に当たって、教育委員会及び校長が対象期間において教育職員に対して講ずべき措置(第3の2(3)項)
 - カ 1年単位の変形労働時間制の適用に当たって、教育委員会及び校長が対象期間において学校について講ずべき措置(第3の2(4)項)
 - キ 人事委員会等との連携(第3の2(5)項)
 - ク 保護者及び地域住民等の理解を得るための周知(第3の2(5)項)

3 適用期日

令和3年4月1日

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の サービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

第1章 総則

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることには変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

＜基本とする時間＞

○在校している時間

＜加える時間＞

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

＜除く時間＞

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

①1か月の時間外在校等時間について、**45時間以内**

②1年間の時間外在校等時間について、**360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - － 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - － 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等
- (6) 上限方針を定めるに当たっては人事委員会(置かない場合は地方公共団体の長)と認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図る。講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。

○留意事項

- (1) 上限時間について
 - ・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
 - ・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。
- (2) 虚偽の記録等について
 - ・在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。
- (3) 持ち帰り業務について
 - ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。
- (4) 都道府県等が講ずべき措置について
 - ・都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 長期休業期間における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制

○目的

本制度により長期休業期間において休日を集中して確保することで、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図るもの。

このため、本制度は、長期休業期間において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用すべきものである。

○服務監督教育委員会等が講ずべき措置

- 本制度を適用する場合は、上限時間について、「45時間」を「42時間」と、「360時間」を「320時間」とする。
- 本制度を適用するに当たっては、上限時間の範囲内であることが前提。
 服務監督教育委員会及び校長は、こうした本制度の趣旨を十分に留意した上で、適用しようとする期間の前年度において上限時間の範囲内であることなどの在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする期間で上限時間の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行うこと。
 本制度の適用後も、対象期間において、上限時間の範囲内とすること。
- 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、教育職員について、対象期間において、以下の全ての措置を講じる。
 - イ タイムカードによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行う
 - ロ 部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とする
 - ハ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行う
 - ニ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由として、担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員の業務を新たに付加することにより、在校等時間を増加させないようにする
 - ホ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間に集中して設定する
 - ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する
- 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、学校について以下の全ての措置を講じる。
 - イ 部活動、研修その他の長期休業期間における業務量の縮減を図る
 - ロ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行う
 - ハ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮する
- 本制度に関して指針に定める事項を踏まえ講ずる措置等に関し、人事委員会と認識を共有するとともに、人事委員会の求めに応じてその実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。等

第4章 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各サービス監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。等

附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。ただし、休日の「まとめ取り」のための一年単位の変形労働時間制については、令和3年4月1日から適用する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

施 行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日